

広島県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年六月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三二七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島中庄町字前新開三三三二地先から 尾道市因島中庄町字前新開三三三二地先まで	一六・四〇〇	一五・七〇〇	一〇・七〇〇	一七四・〇〇	
	一一・〇〇〇				拡幅